（裏　　面）

注　意

1　児童扶養手当現況届は毎年８月１日から８月31日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。

2　支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなつた場合又はあなたが児童扶養手当法第９条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き１年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになつた場合などには、支給停止が解除されることがあります。

3　児童扶養手当法第13条の２の規定により、手当の一部又は全部を支給停止されている間に、公的年金給付等の受給状況に変更があつた場合には、公的年金給付等受給届にその支給を行う者の証明書を添付して提出する必要があります。

4　児童扶養手当法第13条の３の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。

①　就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。

②　障害の状態にある。

③　負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。

④　監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。

5　この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。

6　この通知を受けた日の翌日から起算して、６か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第十二号、様式第十三号注意２及び様式第十四号中「取消訴訟」を「処分の取消しの訴え」に改める。

様式第十五号中「取消し」を「取消しの訴え」に、「取消訴訟」を「処分の取消しの訴え」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。